

岩手県告示第 397 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 5 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 東和薄衣線
- 2 供用開始の区間 東磐井郡藤沢町黄海字下河原 166 番 1 地先から字天沼 153 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 6 月 2 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成 20 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日まで